本巣市三世代同居・近居住宅支援補助金に関する　Q&A
（以下、「三世代補助金」という。）

令和６年7月１６日現在

（対象世帯について）

Q１　三世代世帯とは、どう定義されますか。

A１　親、子、孫（胎児を含む）が居住する三世代以上の世帯です。

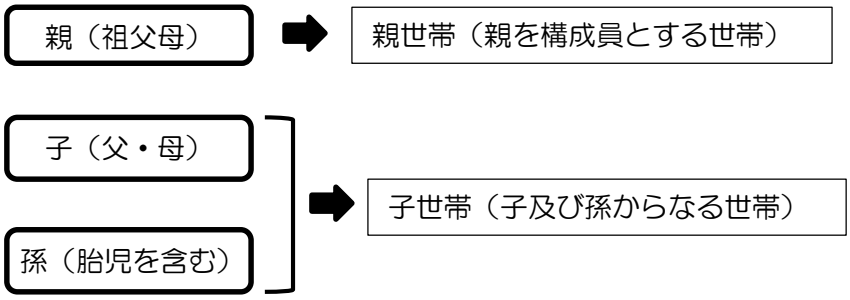

Q２　同居とは、どう定義されますか。

A２　親世帯及び子世帯が同一敷地内に居住することをいいます。
※二世帯住宅及び同一敷地内の別棟も同居とみなします。

Q３　近居とは、どう定義されますか。

A３　親世帯及び子世帯がそれぞれが居住する市内の住宅が、直線距離で２㎞以内にあることをいいます。

Q４　同居について、過去何年間か別居であることは必要ですか。

A４　必要ありません。ただし、故意に住所変更を行った場合は対象となりません。

（補助の対象について）

Q５　既に三世代世帯で同居している住宅を建て替えますが、対象となりますか。

A５　**新たに**三世代世帯が同居するものではないため、三世代補助金の対象となりません。

Q６　親の住宅から２キロメートル以内のアパートに居住していますが、このたび親の住宅から２キロメートル以内に住宅を新築し居住します。対象となりますか。

A６　**新たに**三世代世帯が近居するものではないため、対象となりません。

Q７　住宅取得補助の対象となる住宅とは、どういう住宅をいいますか。

A７　新築又は売買により市内に取得した住宅で、**子世帯**が居住するために所有するもので、子の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅です。

Ｑ８　子世帯がもともと本巣市に住んでいます。今回、親世帯が 2km 以上離れた市外から転入し、子世帯と近居となる家を新築することになりました。この家には親世帯が住みます。三世代補助金の対象となりますか。

Ａ８　**子世帯が居住するため**に市内に所有するもので、子の名義で登記した住宅が、三世代補助金の対象となります。ご質問のケースでは、親世帯が居住するための住宅となりますので、対象外となります。

Ｑ９　実家の親と近居となる家を新築しますが、完成予定日の前にアパートの更新期限がきます。交付申請前に、住民票を一時的に実家に移してもいいですか。

Ａ９　本補助金の交付を受けるには、**新たに**同居・近居となることを住民票で確認できる必要があります。ご質問のケースでは、すでに住民票上で近居状態であったということになるため、三世代補助金の対象外となります。

Ｑ１０　家の解体時に市の補助金である「ブロック塀撤去補助金」を利用しました。三世代補助金の対象となりますか。

Ａ１０　「ブロック塀撤去補助金」は、「同一の住宅について」補助金を受けたものではなく、解体された住宅に付属するものであることから、「ブロック塀撤去補助金」を利用していても、三世代補助金をご利用いただけます。

Ｑ１１　市の補助金である「浄化槽設置整備事業補助金」を利用しました。三世代補助金の対象となりますか。

Ａ１１　浄化槽設置整備事業補助金を利用すると、三世代補助金は対象外となります。

Ｑ１２　住宅改修補助金の対象となる住宅とは、どういう住宅をいいますか。

Ａ１２　住宅改修補助金の対象となる住宅は次の要件を全て満たしたものとなります。

- 子又は親のいずれかが市内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存又は所有権移転登記をした住宅
- 子又は親のいずれかが契約した工事であること
- **市内施工業者が行う工事であること**
- 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること
- 工事に要する費用の合計額が１００万円以上であること
  （工事費には消費税及び地方消費税相当額を含みます）

Ｑ１３　現在、親世帯と近居していますが、市内に新たに三世代で同居する新築を建てる予定です。三世代補助金の対象になりますか。

Ａ１３　すでに近居しているため、対象外となります。

（申請について）

Ｑ１４　子世帯の世帯主以外でも申請者になれますか。

Ａ１４　三世代補助金の交付を受けることができる者は、要綱上、子世帯の世帯責任者としております。特段の事情がなければ世帯主が該当することになると思われます。

Ｑ１５　申請はいつまでにする必要がありますか。

Ａ１５　住宅取得補助（新築）については、住宅取得日から起算して１年以内に、**住宅改修工事補助（リフォーム等）については、改修工事着工前**（工事着工１ヶ月前を目安）に申請書に必要となる添付書類を添えて提出してください。

Ｑ１６　住宅改修工事補助金（リフォーム等）の申請書類を提出しました。改修工事はいつからできますか。

Ａ１６　書類等審査の後、補助金交付決定及び額の確定通知書を送付しますので、通知後に着手してください。なお、**すでに着手または完了されている住宅改修工事**につきましては補助の対象になりません。

Ｑ１７　郵送による申請はできますか。

Ａ１７　申請に必要な書類の確認や内容に関して確認させていただくことがあるため、持参以外の方法（郵送やメールなど）では受付しません。添付書類を含む申請書類は担当課窓口へ直接提出してください。

なお、申請書類の提出に来られる方は、ご家族の方でも構いませんが、内容の分かる方がお越しください。